

令和7年度 大分県主任介護支援専門員 更新研修 開催要項

1. 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会（大分県知事指定研修実施機関）

3. 日程

	A組	B組
1日目	令和7年7月25日（金）	令和7年 9月26日（金）
2日目	令和7年7月26日（土）	令和7年 9月27日（土）
3日目	令和7年8月 6日（水）	令和7年10月10日（金）
4日目	令和7年8月 7日（木）	令和7年10月11日（土）
5日目	令和7年8月29日（金）	令和7年10月24日（金）
6日目	令和7年8月30日（土）	令和7年10月25日（土）
7日目	令和7年9月11日（木）	令和7年11月 6日（木）
8日目	令和7年9月12日（金）	令和7年11月 7日（金）
9日目	※令和7年11月22日（土）	

※合同開催予定

4. 開催方法

今年度はZOOMを活用したフルリモート開催になります。

5. 研修受講料

研修受講料 36,400円（研修テキスト等教材費含む）

※支払方法及び支払期限については、受講決定通知書にてお知らせします。

6. 定員

第A組・第B組、各80名程度

※但し、申込み状況により一組のみで開催する可能性もあります。

7. 受講申込先

〒870-1132 大分市光吉 1139-1 首藤ハイツⅡ-101

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会

「令和7年度 大分県主任介護支援専門員 更新研修 申込書在中」と明記

8. 受講申込み締切

令和7年5月23日（金） ※郵送必着

9. 申込方法

別紙「令和7年度大分県主任介護支援専門員更新研修（受講申込書）」に必要事項を記入した上で、必要となる書類を添付し、**角2封筒（A4版が折らずに入るサイズ）**を用いて**大分県介護支援専門員協会へ郵送**してください（持参は受け付けません）

受講申込書（添付書類含む）に必要事項が全て記入されていることを確認できた時点で受付をします。記入漏れや添付漏れがないように注意してください。

※「**介護支援専門員証（カードサイズ）**」の写しの添付（A4用紙）が必要です。

10. 受講対象者（必ず別紙Q&Aを確認してください）

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者、もしくは、介護支援専門員証の有効期間満了日が概ね2年以内の更新年度の方を対象とする。

なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上及び10時間以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 次の要件に該当し、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者として県が認める者

（ア）現に地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属されている者で、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者

（イ）地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、介護支援専門員の資格を有し、市町村や在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいて地域の介護支援専門員に対する相談・支援等の業務に従事した経験があり、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者。

11. 受講決定

（1）申込人数が定員を超えた場合は、以下の①から⑧までを考慮して優先順位により受講者を決定します。

- ① 主任介護支援専門員の有効期間満了日までの期間が短い者
- ② 介護支援専門員証の有効期間満了日までの期間が短い者
- ③ 特定事業所加算を算定している、または今年度中に特定事業所加算の算定を予定している居宅介護支援事業所で、指導的な役割を担っている者
- ④ 地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者
- ⑤ 主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者
- ⑥ ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー
- ⑦ 県、市町村の実施する介護支援専門員を対象にした研修の講師を務めたことがある者
- ⑧ 常勤の介護支援専門員としての勤務年数が長い者（令和7年4月1日現在）

※申込期限（令和7年5月23日）以降に受講申込書の記載事項を審査し、大分県と確認の上受講決定を行います。

- (2) 受講の可否については、**6月上旬頃までに郵送**で全員へ結果をお知らせいたします。
なお、電話等での受講可否の照会には応じかねます。

12. 修了評価（研修記録シートの作成と提出）

主任介護支援専門員更新研修の受講による学習を効果的なものとするためには、専門職として、受講者自身が課題を設定し、研修後の実務に活かすことが重要となります。本研修では①研修開始前（今の自分の課題は何で、研修で何を学びたいのか）、②研修修了時点（研修期間中に知識・技術が向上したか）、③一定経過後（研修と実務を経て、実践の水準が向上したか）の3つの時点での修了評価（研修記録シートの作成と提出）を行います。

※「研修記録シート」の作成と提出の詳細は、受講決定通知書にてお知らせします。

13. 受講における事例の提出について（受講者共通）

- (1) 国の実施要綱により、主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践においては、基本的に**各受講者が担当している事例を持ち寄る**こととなっています。また、事例の提出の他、事例発表や司会進行などをお願いしますので、受講に際してあらかじめご承知ください。なお、事例の提出・発表等ができない場合の受講は認められませんのでご了承ください。
- (2) 事例の提出時期、提出方法、提出書類等については、改めて受講決定通知書にてお知らせします。

14. 研修の修了

- (1) 研修日程を全て修了した者に対し、大分県主任介護支援専門員更新研修修了証明書を交付します。
- (2) 本研修を修了するには、定められた研修課程をすべて履修する必要があります。1日でも欠席があった場合は、当該年度において研修を修了することはできません。
- (3) 受講にあたって、もしくは受講後に受講要件等に不正が発覚したときは、その時点で受講決定もしくは受講（修了）を取り消します。

15. 受講に関しての問い合わせについて

受講に関しての質問は、別紙「質問票」をFAX（097-504-7501）送付してください。質問はFAX質問票（文書）のみにて受付し、電話でのお問い合わせには応じかねます。

16. その他

- (1) **今年度は、ZOOMを活用したフルリモートでの開催となります。各自でパソコン、マイク付きヘッドフォンなど受講に必要な物品の準備をお願いいたします。**
- (2) 受講申込時（様式1）に**第A組・第B組のいずれか希望する組を選択**してください。**申込み状況により一組のみで開催する可能性もある**点も含め、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。なお、受講決定後の変更は原則不可となります。
- (3) 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。あらかじめご了承ください。なお、個人情報については適正に管理いたします。
- (4) やむを得ず日程や内容などが変更になることもありますのでご了承ください。